

農水省「愛玩動物におけるオンライン診療の指針」に関連した、よくある質問まとめ

2025年3月10日作成（全28件）

日本獣医オンライン診療研究会

※本FAQは、あくまでも当研究会の見解となります。動物病院にてオンライン診療を導入する上での参考情報としてご活用ください。

※なお、指針の内容について、法律の解釈について、個別具体的な事例等についてのご質問は、

管轄省庁である、【農林水産省の消費・安全局畜水産安全管理課】までお願いします。

Q1 指針の適用日はいつからでしょうか？

A 発表されましたので、即日適用となります。

Q2 初診からの処方が可能になったと理解できますが、1回7日間に限定されるのか、オンライン診療を行い継続することは可能ですか？

A 初診でのオンライン診療実施時は、処方できるのは7日分（7回分ではありません。）が上限となります。オンライン診療を行い継続することはできますが、対面診療を行わない限り、扱いとしてはずっと「初診」でのオンライン診療となります。

Q3 ネットワークが不安定な場合、リアルタイムでの診療が困難になることが想定されます。その場合、飼育者にどのような指示を出せば、適切な診療に切り替えられるでしょうか？ また、緊急時の対応策はどのように整備すれば良いでしょうか？

A 本指針内に「オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断して、対面による診療に切り替えることが求められる。」とあります。適切でない場合の中には通信環境が理由の場合も想定されます。このような場合、対面診療に切り替える、つまり自院への来院を勧めるか、飼い主様の近医を紹介して対面の診療を行うことを促す必要があります。

緊急時については、本指針内に「急病急変時に適切に対応するため、飼育者が速やかにアクセスできる診療施設において直接の対面診療を行える体制を整えておく必要がある。」とあります。つまり緊急時を想定して自院への来院を促す、通院圏外であれば、その飼い主様が通院可能な病院を紹介できる体制を構築することが求められると考えられます。

Q4 かかりつけ獣医師以外の獣医師が初診時に行う「診療前相談等」で事前に収集すべき情報は何でしょうか？

A 本指針のQ&A1に記載のかかりつけの定義にある当該愛玩動物の既往歴や予防情報、健康診断結果などと同等の情報になります。

Q5 安全性や有効性が十分に評価されていない医薬品を処方しないことが求められていますが、新しい治療法や薬剤が登場した場合、どのようにしてエビデンスを迅速に収集し、実践に活用すべきでしょうか？

A 本指針の主旨として、エビデンスがあるかどうかの基準は動物薬として承認されているかどうか？
効能内の使用かどうかとなります。

症例報告がありエビデンスの蓄積があったとしても承認が取れていないということは、安全性や有効性が十分に評価されていないということになります。

Q6 愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針 3. 具体的運用 (2)「かかりつけの獣医師」が休日夜間等で…の箇所 で、一定の条件下での「かかりつけ獣医師」以外の獣医師による初診からのオンライン診療の場面には、かかりつけ医のもとで継続治療中の疾患について他の獣医師の意見・見解を求めること（セカンドオピニオン）も含まれるでしょうか？

A セカンドオピニオンにおいて、個別具体的な獣医学的な判断を伴う話をする場合は「診療」行為に該当する可能性があります。この場合、かかりつけ獣医師以外の獣医師による初診でのオンライン診療に該当すると考えられます。当該獣医師個人の判断を伴わないもので、一般的な獣医学的な助言を行う場合は、「診療」ではなく、「相談」に該当すると考えられます。

Q7 たとえば初診として15分オンライン診療を行い、そのあと同日に再度オンライン診療を行った場合は再診になりますか？

A 対面診療を行うことなく、オンラインのみで診療を行う場合、同日に複数回オンライン診療を行ったとしても毎回「初診」と同等の扱いとなります。

Q8 動物がオンライン上に映らない場合、その診察は診療になりますか？

A 本指針において、「オンライン診療は、情報通信機器を通して、愛玩動物の診察及び診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為を映像と音声を用いてリアルタイムで行うものである。」とあります。リアルタイム同期は飼い主と当該動物双方と行う必要があるため、動物が映らない場合はリアルタイム同期をしているとは言えず、「オンライン診療」にはなりません。

ただし、本指針範囲外にはなりますが、通常に対面診療の一環として行われている「電話診療」に関して、平成4年9月1日付け4畜第2259号各都道府県知事あて農林水産省畜産局長通知に「獣医師が自ら定期的に巡回する等して常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合等において飼育者から病状の聴取等をもって行うものも含まれる。」とある通り、かかりつけ獣医師による再診での診療の場合、「電話診療」として、飼い主からの聴取のみでも「診療」となりうることとなります。

Q9 オンライン診療を行った場合、その記録を誰がどのように確認するのでしょうか？

A 獣医師法によって、獣医師は診療内容を診療簿に記載する義務があります。オンライン診療においても、診療内容を当該獣医師がその責任のもと診療簿に記載することが求められます。

なお、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第11条において記載事項が次のとおり規定されています。

- ① 診療の年月日、②診療した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴、③診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、④病名及び主要症状、⑤りん告、⑥治療方法（処方及び処置）

なお、オンライン診療特有の項目としては、「その診療がオンライン診療であること」、「通話時間」、かかりつけ以外の初診での実施の場合、「診察前相談で得られた内容」等が考えられます。

Q10 具体的適用(4)の「飼育者が速やかにアクセスできる診療施設」のすみやかな定義は何でしょうか？

A 「すみやか」は一般常識的な範囲での時間となります。特に具体的な数値の設定はありません。

残りのFAQ（18件）は会員の方のみご確認いただけます。

ご入会は[こちら](#)